

総合計画基本構想審査特別委員会記録

○開催日時

平成27年1月23日 午前10時1分～午前10時40分

○開催場所

第3委員会室

○出席委員（9人）

委員長 持原秀行
副委員長 下園政喜
委員 川畑善照
委員 中島由美子
委員 谷津由尚

委員 小田原 勇次郎
委員 成川 幸太郎
委員 帯田 裕達
委員 森満 晃

○欠席委員（3人）

委員 江口 是彦
委員 福田 俊一郎

委員 井上 勝博

○説明のための出席者

企画政策部長 永田 一 廣
企画政策課長 上大迫 修

総務部長 今吉 俊 郎
危機管理監 新屋 義 文
新エネルギー対策監 松枝 賢 治
市民福祉部長 春田 修 一

農政課長 上戸 健 次
商工観光部長 末永 隆 光
六次産業対策監 小柳津 賢 一
建設部長 泊 正 人
教育部長 中川 清
消防局長 新盛 和 久
水道局長 落合 正 洋

○事務局職員

課長代理 南 輝 雄
主 幹 久 米 道 秋

議事グループ員 柳 裕 子

○審査事件

議案第111号 第2次薩摩川内市総合計画基本構想を定めるについて

- (1) 基本計画の審査終了に伴う基本構想の振り返りにについて
 - (2) 第2編第4章市域の構成イメージについて
-

△開 会

○委員長（持原秀行）これより、総合計画基本構想審査特別委員会を開会いたします。本日の委員会は、お手元に配付しております審査日程により審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）御異議ありませんので、お手元に配付しております審査日程により、審査を進めます。

ここで傍聴の取り扱いについて申し上げます。

現在、傍聴の申し出はありませんが、会議の途中で傍聴の申し出がある場合は、委員長において随時許可をいたします。

△議案第111号 第2次薩摩川内市総合計画基本構想を定めるについて

○委員長（持原秀行）それでは、12月24日の委員会に引き続き、審査を一時中止しております、議案第111号第2次薩摩川内市総合計画基本構想を定めるについてを議題とします。

△基本計画の審査終了に伴う基本構想の振り返りについて

○委員長（持原秀行）まず、前回の委員会をもって基本計画の各施策の審査が終了いたしましたので、これを踏まえて基本構想を振り返り、質疑等があればお受けしたいと思います。御質疑等ございませんか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）それでは、以上で、基本計画の審査終了に伴う基本構想の振り返りについては終わりたいと思います。

△第4章 市域の構成イメージについて

○委員長（持原秀行）次に、第4章市域の構成イメージについて、当局に説明を求めます。

○企画政策課長（上大迫 修）では、よろしくお願ひします。お手元に特別委員会資料、資料5を準備いただきまして、ページは12ページ、13ページでございます。

第4章、市域の構成イメージにつきましては、12ページに記載させていただいておりますが、政策展開を推進するに当たりまして、本市の現状と課題で示しました都市機能分担の考え方を念頭

に置きながら、各ゾーンの将来の姿をイメージし、それぞれの六つの政策の展開の考え方を示したものでございます。

まず最初に、将来の姿としまして設定しました三つのゾーンの機能分担といたしますか、考え方を示しております。

都市文化ゾーンは、都市機能が集積した中核地域というふうに位置づけながら、各種の行政機能などの集積によりまして本市の核を形成するというふうにいたしております。同時に、その核は北薩地域の中核としての役割を担うものというイメージでございます。

二つ目に、田園文化ゾーンは、居住機能が充実した田園地域とし、それぞれの自然資源の中等で1次産業の生産活動が営まれるとともに、都市文化ゾーンが機能的に供給します雇用や医療・福祉等のサービスによって、快適な居住が実現していること。また、交通ネットワークとしまして、都市文化ゾーンへのアクセスが確保されますとともに、地域内においては、公共施設等の集約化によって効率的な行政サービスが提供されているさまでございます。

三つ目の海洋文化ゾーンにつきましては、居住・交流機能が自立した海洋地域というふうに位置づけながら、豊かな地域資源等を活用する形で、観光によります交流人口が増加しますとともに、付加価値の高い水産業が地域の活力となっているというふうな10年後の姿でございます。

「また書き」の部分でございますが、蘭牟田瀬戸架橋の完成によりまして地理的な一体化等が図られますので、地域の一体化と持続化を見据えた医療でありますとか、行政等の集約的な配置が実現すること、また、公共交通の利便性向上によりまして、それぞれの地域での生活が可能な医療・福祉のサービス等が効率的に提供されているというふうにいたしております。

「さらに」の部分でございますが、甕島航路の利便性向上と利用拡大によりまして、都市文化ゾーンとの機能連携が図られているというふうな形でのイメージを持っております。

このため、先ほど来、議論いただいております六つの政策におきましてそれぞれ示しておりますが、健康・福祉の部分につきましては、都市文化ゾーンでは高度な医療、幅広い福祉を提供できるような施設や体制等が整っているように。田園文

化、海洋文化ゾーンにつきましては、身近な医療機関においてそのサービスが受けられるほか、都市文化ゾーンと連携した形での利用ができる環境が整っているように、健康・福祉政策を進めることといたします。

生活環境の部分につきましては、都市文化ゾーンでは、その拠点性を高めることもにらみつつ、区画整理や街路等の事業展開により、商業系の土地利用などが積極的に図られるようにしてまいります。

田園文化ゾーンでは、自然環境の保全を図りつつ生産活動との調和を図りながら住環境が整備されている。中でも市街地整備のされた地域につきましては、住宅地としての利用が図られるように展開するというところでございます。

海洋文化ゾーンにつきましては、自然景観等との保全、活用のバランスがとれる形、また、環境負荷が小さい省エネ技術等が地域生活の中に浸透していくという形での生活環境整備を図ってまいります。

右側13ページでございますが、産業振興の部分につきましては、都市文化ゾーンでは、中心市街地及びこれを取り巻くいくつかの地区が連携を補完する形で商業集積が進み、広域的な魅力を形成するようにしてまいります。

また、都市文化ゾーン、田園文化ゾーンそれぞれ、西回りインターチェンジの周辺などにおきまして、物流適地では、企業立地が図られるとともに、両ゾーン間の企業間の技術連携が進み、新たな事業が展開されている。

田園文化、海洋文化に関しましては、農林水産業が営まれ、担い手の育成、六次産業化の促進等によりまして、中心的な地場産業として持続発展できるような形に産業を形成していくということでございます。

それと、全てのゾーンにおきましては、特色ある観光が展開され、交流人口の増加によって、商業を中心とした産業、また、食品、次世代エネルギー関連産業等の振興が図られてというようなイメージを持っております。

社会基盤でございますが、都市文化ゾーンでは、市街地及び都市計画道路等の整備が計画的に進められていること、田園文化ゾーンや川内港などにおきましては、地域内拠点と交通ネットワークが整備されること、また、各ゾーンからそれぞれ、

新幹線、西回り等におきます広域アクセスへのアクセス性が向上していること、海洋文化ゾーンにつきましては、藺牟田瀬戸架橋の話もございますので、縦貫します道路網が整備されるとともに、やはり甕島航路の利便性向上とあわせて、各ゾーン内におけます公共交通の整備がされているというふうにしております。

全てのゾーンにおきましてのデジタルデバイド、情報環境の格差等が生じないようにその確保を図るほか、低炭素・循環型の地域活動等を支える次世代インフラの導入が、それぞれの地域に合った形で整備されていくということをイメージしております。

教育文化につきましてはですが、都市文化ゾーンでは、大学等、高等教育機関においての人材の育成でありますとか、地域の活動をリードする形の拠点としての整備が。田園文化、海洋文化につきましては、持っております自然や文化などの教育資源を活用した形での教育文化の活動が。全てのゾーンにおきましては、小・中学校をやはり拠点としまして、小中一貫教育を柱とした特色のある教育を実践するようにしております。

最後に、地域経営の部分でございますが、都市文化ゾーンでは、国県等の行政機関が配置されておりますので、その効率的な提供ができるように進めてまいります。田園文化、海洋文化につきましては、地区コミュニティ協議会等と市の連携によりまして、包括的に市民サービスに必要なサービスが提供できるようにやってまいります。

全てのゾーンにおきましては、市民コミュニティ、NPOなどの団体が、そのまちづくりの主役となって、連携しながら取り組むというような施策の展開ということをしているところでございます。

以上、第4章市域の構成イメージは、説明のとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。

○委員長（持原秀行） ただいま当局の説明がありましたので、これより質疑に入ります。御質疑を願います。御質疑ありませんか。

○委員（川畑善照） 抽象的ですがよく難しいところがあるんですけれども、例えば中心市街地の問題で、産業振興、社会基盤といいましても、どうしてもシャッター通りである関係で、こないだも地区コミの評議員会で出た問題があるんですが、やはり3号線の利用問題、あるいは綱引きと、は

んやまつりだけがホコ天になるような形なんですけれども、その他でも利用できないかと。例えばパーキングメーターの駐車はできないかと、西回り高速は、開通した場合に、そういう社会基盤を、10年後を見据えて、どういう形で持っていけるのか。

それと、教育問題においては、平佐西と川内小の問題。これが、常に我々地区コミでは取り沙汰されているわけですが。やはり教育問題とか、産業基盤の整備とか、そういうところを考えたときに、どのような取り組みをされるのか、抽象的なものですから、そこを一応お聞きしたいと思います。

○企画政策課長（上大迫 修）基本構想部分に示しておりますので、抽象的にならざるを得ない部分もお許しいただきたい部分もあるんですが。基本計画のところで具体的に書いたもの等につきましては、中心市街地におきまして、その魅力を上げる意味から、建ぺい率が容積率の緩和等において、施設の建設というか、融合的な部分の誘導を図っていくことなどもイメージしております。

今、川畑委員言われました3号線のパーキングメーターや西回り開通後の利用の問題につきましては、具体的に利用する目的や考え方をもつての部分ですので、計画中にそれを書くというのはなかなか難しいと思いますが、いずれにしても、ここの市域の構成イメージ等の中で書き上げて、お伝えしたいのは、中心市街地として形成している以上、その集積力を高める意味で、その方向性は示さないといけないと思っております、そのために広域的な魅力を形成するための取り組みをやっていきますよというのを、ここできちんと示しておきたいというふうにちょっと思います。

大前提としては、機能分担の中で、コンパクトな都市機能の形成とかいう形のものがありますので、従来の施策を踏み込んで、なおかつコンパクトな都市形成が図られるように、中心市街地ではどういった取り組みをとったものを具体的に実践していくための前書き的なイメージに多分なっているんだろうというふうに、ちょっと思っております。

教育の部分等につきましても、個々具体的な学校単位での、学校相互間での問題をどう解決するのかというのは、学校再編というのは、全体の議論でありますとか、地域内の人口とかいうのがあ

りますので、総合的に捉えたときに、社会基盤だけではなくて、産業や教育のことも考えて都市形成を図っていくのが必要であるというような思いを持って、この部分は書き上げておりますので、個々具体的な事業等につきましては、基本計画以降の取り組みの中で、特に、今、地方創生とかいろんなことも言われておりますので、そういったものも、この基本構想の記述及び基本計画での考え方を踏まえて整理をするということで、具体的にやっていきたいというふうに考えております。

○教育部長（中川 清）今ほど、平佐西小と川内小の学校の適正規模のあり方についての御意見をいただきました。

これは、政策の5の施策1の課題の中にも書いてございますが、平成22年の12月に策定をしました小・中学校の再編に関する基本方針、これから5年経過をしておりますので、今現在、各中学校単位で教育を語る会を踏まえながら、この見直しが必要かの検討をしているところでございます。

回答としましては、今ほど企画政策課長が申し上げましたとおり、基本的なものの考え方というのは、前期基本計画の中に盛り込んでございますので、具体的内容については、今ほど申し上げました小・中学校の再編に関する基本方針、これの見直しの中で議論していくということになります。

これは、ほかの施策についても同じようなもので、具体的内容については、個別の計画とか、そういったもので整理をしていきたいというふうに考えています。

以上でございます。

○委員（川畑善照）大体わかりました。

校区の問題は、やはり10区域にした場合に、なかなか体協の問題とか、運動会の問題とか、いろいろ事詳しく言えば物すごく混雑化してくるものだから、やはりある程度の区域を区切らなければいけないんですけど。アンケートでいろいろ問題もあったようですが、いずれにしても、こういう問題は、地域住民もですけども、ある程度の指導力というのをもっと発揮してもらいたいというのが一つ。

それから、やはり市街地のこの問題にしましては、全国的かもしれませんが、やはり市で取り組むべき課題を集約されまして、やはり核になるもんを、前は、3.11の起こる前でしたけれ

ども、複合拠点施設を考えられたことがあります。これが消えているのかという質問もいたしました。

そこがやはり課題でありまして、市の東口の問題とか、そのまままだやってらっしゃる。こないだもちょっとある会で出ましたが、イベントに使わせてもらえないのかとか、いろいろ出ております。

例えば、とれたて市とか、あるいはいろんな市の行事。駅の10周年があって、そして、毎年春に祭りをやっていますが。西口だけじゃなくて東口も使わせてもらえないのかとか、いろいろ出ております。そういう問題。

それから、やはり市で積極的に取り組んでもらいたいというのがたくさんあるわけですが。例えばJT跡地が、今度3月で閉鎖するんです。すると、不動産業者に完全に移ります。バリケードを張られる可能性もあります。

そういうことやら含めて、一応、所長には語ってあるんですけども、市や商工会議所と相談してくださいよと。だけど、もう所長の権限もなくなると。いずれにしましても不動産業者が——JRと一緒に、不動産業者が全部開発していくわけですから。

ですから、市としても、会議所と一体となって、やはり積極的に取り組まなければ、例えば大小路地区の人たちが好まない施設ができたりしたら、やはりよくないと思います。

ですから、地元と、あるいは今言いました、市、商工会議所、そういうところと相談をしまして、早めに手を打つべきじゃないかなと思いますので、市の意見を地域の方と語って、堂々と言えるように、早い対策をとっていただきたい。

それと、私がかねて思っているのは、甕島航路の問題もですが、駅のつんひろばの問題もですが、やはり水戸岡さんという、素晴らしいデザイナーをお願いしてるのは、いいんですけども。人によっては、アンケートをとってもアンケートの効果がでないじゃないかと、水戸岡さんの許可がなければできないと。例えば自販機の問題とか、あるいはうどんコーナーの問題とか、いろんな問題があります。

それと、つんひろばと阿久根の駅と、それから港にある統一された木の玉がありますね、子どもが遊ぶ。そういう特徴もあるかもしれませんが、やはり地元の声も大事にしながら有効活用できれ

ばという、そういうこと。

地元の住民の声を聞かないで、デザイナーの主体性が出ていくようでは、やはりこれはまたネックになるかと思いますので。ひとつそういうことも考えて、市当局も、いつも言いますが、縦割りじゃなくて、連携を横ととって、そして地元と、あるいは住民と、声を大事に聞きながら進めていただきたいと、総合計画全体にかかわる問題ですけど。

以上、お願い申し上げまして終わります。

○委員長（持原秀行）ほかにございませんか。

○委員（谷津由尚）全体的に非常にすばらしい文章で、10年後の本市の状態をここにまとめてあるわけですけど。これは、それぞれの、健康・福祉、生活環境、産業振興、どのエリアでも該当してると思うんですけど。例えば一つ例をとりますと、生活環境の中で、下から5行目「田園文化ゾーンでは」という書き出しから、下から3行目で「土地利用が図られています」と。例えば、ここには生活環境の中で、都市文化ゾーン、田園文化ゾーン、海洋文化ゾーンという、この三つのゾーンに分けられて、大きくここにこういうイメージですよということがまとめられているんですけども。この田園文化ゾーンのこの3行で示されてる、この意味というのを、基本計画で言えば、11ページから20ページに値するんですけども、ちょっとリンクしない。

特に、ここではゾーン別には書いているわけですね。特に田園文化ゾーンだと、都市文化ゾーンでは商業系の土地利用が図られると、田園文化ゾーンだと一般の居住空間が整備されてますということになるわけですけど。この政策2、生活環境という、基本計画の中の11ページから20ページのそれぞれの項目をずっと当たっていくときに、田園文化ゾーン、都市文化ゾーンという、ゾーン別で区切られてないわけですから、基本計画は。

きちんと合致するということは期待はしてないにしても、何らか、このゾーン別でこういうことなんだなというところが一つぐらいはないと、ちょっといけないんじゃないかなという思いはあるんですと。

11ページから20ページ、それぞれこの基本計画で切り口が違うもんですから、総合的にするとそういうことに、この市域のイメージで、ここにうたわれてる3行の意味になるんだろうとは思

うんですけど。でもちょっと、一般の市民の方が見られたときに、どういうことなんだろうと、例えば、今言ってます12ページの田園文化ゾーンで言うこの3行に示されている解というのは、この基本計画の中のどこにあるのかなという見つけ方をしたときに、ないというふうになってしまうんです。

その辺については、いかがお考えですか。

○企画政策課長（上大迫 修） 今、議論いただいていますこの市域の構成イメージは、10年後のそれぞれの地域における政策ごとの方向性を示しておりますので、今、谷津委員言われました、基本計画との整合について、私どもが基本計画を実行する際、その力点の置き方とか、ボリュームでありますとか、手順といったものを、ここの10年後の各ゾーンのイメージを持ちながら、実行の段階でアンジュレーションをきかすといえますか、事業調整をやっていくというような考え方でしております。

よって、例えば、田園文化ゾーンで住環境が整備されているという、田園文化ゾーンの一つ一つをとりましても、過疎的な山間地みたいなのところもあれば、支所に近いようなところもありますので、それぞれの暮らし方なり、住環境といったのは、10年経過しますとそれぞれ違ってまいります。

ですから、これから打ってくる事業をするときには、それぞれの、田園文化ゾーンの中でも、そういったイメージを持ちながら、制度をつくったり、事業を展開していくという考え方でやっていきますよということを、ここできちっとお知らせした上で、全体としての個別の事業なり、取り組みについて基本計画で書いているということです。決して、書き方、あらわし方が違うだけで、基本的には、ここの第4章をイメージした中で事業を展開するという姿勢、考え方というのは持っておりますので、その点は御理解いただけたらなというふうに思っております。

○委員（谷津由尚） それは理解してるんです。理解してるんですが、市民の方がこれを見られたときに、直接この12ページに示されてる、この3行に含まれる意味に対する解を示したページがないという、この基本計画の中で。やっぱり気になるんです。

これは、田園文化ゾーン、この12ページの

3行だけに捉えて言ってますが、これと同じような現象が随所にあります。なので、大きな意味になってしまうんですけど、この市域のイメージということ、これが前に来てうたわれているわけですので、今、課長がおっしゃったことであれば、この市域のイメージというのは、もうこれはお示ししないほうがいいんじゃないかという気がします、極端に言いますと。

これを、市域のイメージという形でこういう形で出されるのであれば、何らか、難しいんですけど、この市域のイメージのそれぞれのゾーンから、生活環境ですか、健康・福祉、産業振興、社会基盤、それぞれのカテゴリーに落ちていくような文章というか、そういうのをこの基本計画の中に追加されるべきではないかなと。少なくともそれはあるべきではないかと思うんですけど、ちょっと同じ質問ですけど、いかがでしょうか。

○企画政策課長（上大迫 修） 市域の構成イメージにつきましては、課題のところで、都市機能分担の必要性といったものを掲げております。これを書いた大きなバックグラウンドといえますのは、合併のときにつくりました新市まちづくり計画、改定しまして5年間延長いたしましたけど。この際に、それぞれの個性を生かしたり、機能分担をどうするのかという議論がございましたので、今回、第2次の総合計画においても、市域の構成イメージという形で示すべきだなという形で整理をしたところでございます。

よって、これまで格差の是正でありますとか、一体化の醸成といった形での市政の運営をしておりますけども。やはり地域に残された機能の分担とか連携といったものを全面に出しつつ、市民の方々の理解をいただくという意味から、第4章といったものは書き上げて、実施するに当たっては、今、谷津委員のほうから御指摘があって、解を示した書き方にはなっておりませんが、基本計画に書いた部分をきちっとここの機能分担とか、将来のイメージ等にらみながら展開をするということで、市民の方々にお約束といいますか、示すという意味から、多少見方の部分でわかりにくいというのはありますけど、市としては、市域の構成をイメージしながら個々の事業を展開していくということ、責任持って市民の方々にお示ししたいという思いなり、考え方、スタンスで示しておりますので、今後の実行の段階で、今の御指摘

の部分を変えてお見せできればというふう
に考えているところでございます。

○委員（谷津由尚）第1次もそうでしたんで、
そこが大きい部分には、第2次で変えるというの
は難しいと思います。

ただ、簡単に言いますと、市民に対しての優し
さが無いと思いますので、10年、11年先にな
りますけど、第3次を想定されるときは、ぜひこ
のリンクづけを、読んでいったら理解できますよ
という、何かそういう形で、この基本計画の入
るところの案内を、例えばこの基本計画の施策の体
系という、1ページ、2ページ、ここに何らかの
補助的な文言を加えるとか、そういったことの気
配りといいますか、それは必要ではないかなと思
います。

これは、もう今回のには、もう間に合いません
のでお願いという形でさせていただきます。

以上です。

○委員長（持原秀行）ほかにございませんか。
よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑は尽きたと認めます。

以上で、第4章、市域の構成イメージについて
を終わります。

ここで、議案第111号に係る審査を一時中止
します。

それでは、ここで協議会に切り替えたいと思
います。

~~~~~

午前10時30分休憩

~~~~~

午前10時40分開議

~~~~~

○委員長（持原秀行）本会議に戻します。

△閉 会

○委員長（持原秀行）本日の委員会は、以上を  
もって閉会したいと思います。御異議ありませ  
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）御異議なしと認めます。  
よって、本日の委員会は、以上をもって閉会いた  
します。

御苦労さまでございました。ありがとうございました。

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会総合計画基本構想審査特別委員会

委員長 持原秀行